

2015.07.13

埼玉県議会における意見表明機会の喪失に対する抗議声明

民主党・無所属の会	代表	山川百合子
無所属県民会議	代表	鈴木 正人
日本共産党埼玉県議会議員団	団長	柳下 礼子
無所属改革の会	代表	中川 浩

埼玉県議会6月定例会では、10件の請願が各常任委員会に付託され、審議された。7月10日開催の議会運営委員会において、本会議場での討論の実施について諮ったところ、討論を求める意見が複数あったにも関わらず、認められたのはわずかに1件であった。

本来、請願については、議案と同様に討論を行うものであるが、埼玉県議会においては、平成23年9月定例会における議会運営委員会において、「原則請願の討論は行わないものとする」との申し合わせが自公会派のみの賛成により決定された。これは、類似内容の請願が繰り返し提出され、同様の内容の討論が繰り返されることで効率的な審議を行えないという指摘の中で、自公会派の賛成多数で決められた背景がある。しかし、その結果、類似内容の請願に限らず、この申し合わせ以降、今回の1件の請願を除き、すべての請願について本会議での討論が認められない事態を生んでいる。

今回の定例会には、現在国会で審議されている安全保障関連法案についての請願も4件出され、県民の関心の高さを伺わせたが、本会議場でのそれらの討論は認められなかった。国政に関する内容は討論すべきではないとの理由で、議会運営委員会が多数決により決定したが、国に対して意見書を出してほしいという県民の声を県議会が受け止め、これについての意見表明を、それぞれの立場から表明することは重要と考える。

本会議で討論が行われれば、県民は議会中継などで、当該請願についての各会派の意見を知ることができるが、現状では県民は知る機会を奪われたことになる。

ちなみに今定例会では、議会改革の一環として費用弁償の見直しを行う議員提出議案が出されたが、自公会派は何ら質疑することなく、継続審査に持ち込み、本会議場での討論・採決を行わないようにするなど、様々な場において意見表明の機会が奪われている。

民主主義は多数決を原理とするだけのものではない。様々な意見を戦わせ、集約していくことに意義がある。折しも、国政においては、与党の一部議員から報道機関への抑圧につながる発言も出るなど、「気に入らない意見は封じてよい」といった発言が出て問題になっている背景もある中で、地方議会ではより自由闊達な議論を行うべきである。

よって、現在の埼玉県議会多数派により決められた、意見表明機会の喪失に対し、我々は強く抗議する。